

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて⑩（了）

田鎖麻衣子

警察察所・留置管理業務推進要領（以下「要領」という）の開示を受けた被開示文書は、特定非営利活動法人(Civil Info JPに留置施設の設計)掲載)。要領は、「第1章 第2章 留置施設の設計」理運営」「第3章 被留置者の処遇」から成るが、第2章は微修正、第3章が大幅に加筆修正されており、本稿では、この第3章における改正の概要を確認したい。

旧要領は、「被留置者の属性に応じた処遇」という項目を設け、女性、性同一性障害者等、外国人特別要注意者(自殺や逃走のおそれから戒具を使用され、保護室に収容された被留置者及び戒具使用・保護

室取扱に至らすとも「それらのおそれが強い被留置者」という四つの「属性」を挙げていた。そして、これらの「属性」とは別に「留置施設の規律上容認できない要求や苦情を繰り返し申し立てられないと理由に反して留置担当官の指示に反して留置施設の秩序や平穀を乱す行為等」を行う「問題被留置者」の範疇を設け、対応を規定していた。

ついては、留置業務管理者が、理者ないし代理者が、一日一回以上、不定期に巡回する。また、「戒具の使用及び保護室への収容」についても、同じく特異動静の項目に置かれ、かつ、大幅に加筆された。ただし、分量が増えたのは、主に、戒具使用・保護室収容とそれらの解除などの手順を、こと細かく規定したためである。

新要領が新たに加えた内容としては、法律上は使用期間の定めがない捕縄・手錠について、「おおむね3時間」を基準として、長時間にわたり使用することにないようとする」として、「おおむね3時間」を基準として、長時間拘束衣・防声具の使用

と保護室取容の期間については、刑事取容施設及び被取容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）の規定を確認するに留まる。なお、使用・収容の中止にあたっても、留置業務管理者に法二〇二条の規定に基づく診療報酬を検討するよう求めているが、前記のとおり既存の法律上の義務の確認である。要するに、新要領で実質的に新たに附加されたのは、手錠・捕縛の使用時間目安と、幹部による不定期の巡回である。ベルト手錠よりも深刻な事件は防げるのか。筆者の意見は否である。

○時間以上にも及んだ。岡崎署事案は論外であるが、浪速署事案では日曜日を分けて計四時間、一回当たりの使用は三時間以下だつたと推測できる。そこで、かつて死亡は使用者解除の九時間後であつた。また、幹部による不定期の巡回で、暴行など虐待行為はある程度抑止できても、それがだけで体調の変化を詐み取ることは不可能である。電話で嘱託医の意見を聞いても、嘱託医に提供する情報 자체が医療の非専門家によつて取捨選択されは意味がない。しかも体調は急変するものである。本年二月に署員五人が業務上過失致死の被疑事実で送検され

た高島平置の死亡事案では、糖尿病の基礎疾患である少年被疑者について、逮捕段階でかかりつけ医から電話で「短期的には問題ないと思われる」と聴取したものとの、少年はその後に嘔吐や発熱の症状が出で、自力で立つことも不可能になつたが、(シックデイであろう)車椅子で勾留質問に連れて行かれたという。この状態で同署留置場

での勾留を決定した裁判官の判断のもとで、これが現代日本の標準的実務なのである。折しも法制審議会はオンライン勾留質問を含む刑事手続IT化の要綱（骨子）を答申した。これに対し日弁連は「反対を表明したが、二年前、オンライン接見等の実現への期待から『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』の『取

「賛同」（二〇二三年三月一五日付会長談話）に「りまとめ報告書」に記載された責任を、正面から受け止めるべきであるべきである。さて、一年間、厳しい現実を書いてきたが、代用監獄の廃止に向かって、今この瞬間からも出来ることはある。まず、不必要な身体拘束をなくすこと。基礎疾患や障がい、言語の壁がある人などいわば「拘禁強制者」は、代用監獄に勾